

差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例の改正について

令和 6 年 11 月 7 日

環境生活部

1 現行条例について

「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」（以下「差別解消条例」という。）は、不当な差別その他の人権問題の解消を推進し、もって不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現を図ることを目的として、令和 4 年 5 月に議員提出条例として制定されました。

2 改正について

（背 景）

差別解消条例において引用している「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」が改正され、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」として、令和 6 年 5 月 17 日に公布されました。

当該法律の改正により差別解消条例について、引用している法律名の改正と号ずれによる形式的な修正が必要になります。

（改正内容）

改 正 後	改 正 前
（特定電気通信役務提供者の責務） 第八条 特定電気通信役務提供者（<u>特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律</u>（平成十三年法律第百三十七号）<u>第二条第四号</u>に規定する特定電気通信役務提供者をいう。次項において同じ。）は、基本理念にのっとり、インターネットを通じて行われる人権侵害行為の解消のために必要な役割を果たすよう努めるものとする。	（特定電気通信役務提供者の責務） 第八条 特定電気通信役務提供者（<u>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律</u>（平成十三年法律第百三十七号）<u>第二条第三号</u>に規定する特定電気通信役務提供者をいう。次項において同じ。）は、基本理念にのっとり、インターネットを通じて行われる人権侵害行為の解消のために必要な役割を果たすよう努めるものとする。

2 特定電気通信役務提供者は、インターネット上において、その用いる特定電気通信設備（<u>特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律</u>第二条第二号に規定する特定電気通信設備をいう。以下この項において同じ。）の記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報が記録され、又は当該特定電気通信設備の送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報が入力されることによって人権侵害行為が行われていることを知った場合であって、当該人権侵害行為に係る情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能なときは、当該措置を講ずるものとする。	2 特定電気通信役務提供者は、インターネット上において、その用いる特定電気通信設備（<u>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律</u>第二条第二号に規定する特定電気通信設備をいう。以下この項において同じ。）の記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報が記録され、又は当該特定電気通信設備の送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報が入力されることによって人権侵害行為が行われていることを知った場合であって、当該人権侵害行為に係る情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能なときは、当該措置を講ずるものとする。
---	---

（施行期日）

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十五号）の施行の日から施行
※当該法律は、公布の日（令和6年5月17日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

3 スケジュール（案）

令和7年2月 条例改正の議案提出